

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 58 年 7 月まで

私は、昭和 55 年 8 月から事業を始めるために同年 7 月で会社を退職し、同月末ごろ市役所で私の国民年金の加入手続と妻の任意加入から強制加入への種別変更手続を私が行ない、それ以降の国民年金保険料については、毎月納付書で妻と二人分の保険料として月額 1 万円ぐらいを私が郵便局や金融機関で納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 7 月ごろそれまで勤務していた会社を退職し、自己の国民年金の加入手続と申立人の妻の被保険者の種別変更手続を市役所で自ら行ったと主張しているところ、同年 7 月に申立人の妻の種別変更が行われていることが確認できる上、申立期間以降の申立人及びその妻の国民年金から厚生年金保険への切替手続及び申立人の妻の種別変更手続等も適切に行われていることから、申立人が妻の種別変更手続のみを行い、自己の国民年金の加入手続を行わなかったとは考えにくい。

また、申立期間に納付したとする申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致し、申立期間の妻の保険料は納付済みとされている上、その間の保険料額の変遷等も具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然な点はない。

さらに、申立人の妻は、国民年金加入期間に未納期間はなく、経済的に苦しい時期であっても申立人及びその妻の保険料を半額納付しているなど申立人の保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年10月から同年12月まで

私は、昭和29年から40年まで商店で働いていた。当時は厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金の保険料を納付していた記憶がある。申立期間①には、女性の集金人が自転車で店まで集金に来ていた。保険料は、月200円から400円ぐらいだった。国民年金手帳に印紙を貼っていた記憶があるが、その当時の手帳は紛失した。申立期間②については夫婦で納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、区役所保存の国民年金被保険者台帳と、社会保険庁保存の特殊台帳の記録に齟齬があり、行政側の記録管理に不備があった可能性が認められることから、申立期間の保険料も納付されていた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は昭和40年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年度後半に夫婦連番で払い出されており、特殊台帳の記録では、昭和40年4月から42年3月までの保険料を同年11月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から46年9月まで

私は、昭和40年3月に会社を退職し同年4月に別の会社に就職したが、その会社が厚生年金保険の未適用事業所であったことから、母親に国民年金への加入を勧められ、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、しばらくは母親が市役所で家族の分を納付していたが、44年4月に結婚した際に妻が国民年金に加入してからは、妻が夫婦二人分を市役所で未納が無いように納付していたのに、私の申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月に就職した会社が厚生年金保険の未適用事業所であったことから、申立人の母親に国民年金への加入を勧められ、市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を未納が無いように納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確であるとともに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親と実姉は、申立期間前に既に国民年金に加入し、60歳まで保険料を完納していることが確認できることから、申立内容に不合理な点は認められず、申立期間において申立人のみ国民年金に未加入で保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人の妻は、申立期間中の昭和44年4月に申立人と結婚した際に国民年金に加入し、国民年金保険料を完納していることから、申立人は妻が加入した時点では既に国民年金に加入しており、その後は夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和 48 年 9 月 26 日まで厚生年金保険の被保険者であったが、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の当該記号番号は当該被保険者期間中の同年 7 月に払い出されたこととなっているなど、当時、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の実妹は、「当時、母親から、兄（申立人）を国民年金に加入させて保険料を納めていると聞いたことがある。」旨証言しているほか、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているとともに、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付していることなどから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
③ 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 4 月に就職し、当初は自分で国民年金保険料を納付していたが、その後、会社の社長の妻が、社長夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料も、給料からの天引きにより保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

また、会社を退職してから、しばらくの間は無職であったため、国民年金保険料を納付することはできなかったが、再就職してからは、銀行で納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、申立人が勤務していた会社の社長の妻が、給料からの天引きにより、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その社長の妻は、申立期間①及び②当時、申立人の保険料を預かり、その保険料を納付していたと証言している上、申立人が当該会社に就職した後は、申立期間①及び②を除き保険料はすべて納付済みとなっているとともに、その会社が厚生年金保険適用事業所になってからも、申立人は当該事業所の厚生年金保険に加入していることから、途中の申立期間①及び②のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の勤務先の会社の社長の妻が、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料と一緒に納付したとするその社長及び妻は申立期間①及

び②の保険料が納付済みとされている。

- 2 一方、申立期間③について、申立人は、その大半について、当初、口座振替により保険料を納付していたと主張していたが、口座振替による保険料の納付が開始されたのが申立期間③以後の平成4年9月であることが確認できたことから、その後、申立人は、金融機関の窓口で納付書により保険料を納付したかもしれないと証言しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和62年8月から平成3年6月までの間、申立人の住所が不明であったことが確認でき、その間に納付書が発行されたとは考え難く、申立人の住所が判明した同年6月時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと述べていることを考え併せれば、申立人が、申立期間③の保険料を納付したと推認することはできない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から同年11月まで

私は、勤務先の病院を退職した直後の平成8年9月又は同年10月ごろ、母親と一緒に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その後、納付書が送付されてきたので、郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親と一緒に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、郵便局で納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人及びその母親は、国民年金への切替手続きを行った際の状況について、具体的かつ詳細に記憶しているとともに、申立人は、保険料の納付状況についても鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入期間について国民年金保険料を完納しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも申立期間の前後に渡って、複数回適切に行うなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、父親から国民年金には加入するものであると聞いていた。短期大学在学中の 20 歳の時に、父親が仕事の合間に国民年金の加入手続きを行ったはずである。国民年金保険料も 1 年間は父親の収入から、卒業して就職した昭和 56 年 4 月からは私が自宅近くの郵便局で 2 か月ごとに納付し確定申告も行ってきた。

夫は、平成 5 年 9 月ごろ、結婚のあいさつをするために私の家を訪れた時に、私の父親から、私が 20 歳の時から国民年金に加入していたことを聞いており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、申立人が国民年金保険料を納付した際の状況や結婚のあいさつをするために申立人の家を訪れたその夫が、その父親から申立人の国民年金保険料の納付状況について聞かされた時の申立人の夫と父親の会話の状況などについて、詳細かつ具体的な証言をしており、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、就職した昭和 56 年 4 月からは、自分の収入で 2 か月ごとに郵便局で保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の住所地の市では、昭和 56 年度から口座振替を除いた保険料は、2 か月ごとに納付する方法に変更されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時、2 か月ごとに郵便局に納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額の 2 か月分とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年に知り合いの人から国民年金への加入を勧められ任意加入し、きちんと保険料を納付してきた。59 年 8 月に転居し、61 年 1 月ごろ市役所に年金記録の住所変更手続きを行い、金額は覚えていないが、納付書で銀行に納付した。12 か月間も未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 8 月に転居した後、昭和 60 年度の国民年金保険料の納付書が届いていないことに気が付き、昭和 61 年 1 月ごろ市役所に問い合わせ、年金記録の住所変更手続きを行い、金額は覚えていないが、納付書をもって銀行で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人の生活環境に大きな変化は無く、申立人の主張に特段不合理な点は認められず、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年3月まで
② 昭和40年10月から44年3月まで
③ 昭和44年7月から同年12月まで
④ 昭和45年7月から46年3月まで

私は、集金人に国民年金保険料を納付していたが、未納期間があった時に義姉から未納分の保険料を納付した方がよいと言われ、さかのぼって保険料を納付し、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付したのに、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっていることから、途中の申立期間③が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の主張どおり、申立人が居住していた地域では、当時、集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できる。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあるとしているが、納付金額、さかのぼって納付した時期などの記憶は乏しく、具体的な納付状況を確認できない。

また、申立期間④については、申立人は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、一緒に納付していたとする申立人の夫は厚生年金保険に加入していた期間を除き未納となっており、

申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から52年3月までの期間及び同年7月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から同年10月まで
② 昭和49年4月から58年3月まで

私は、病気のため働けなかったため、昭和48年4月から59年3月までの国民年金保険料を免除してもらっていたが、58年ごろに、それまでの免除期間の保険料を納付するため区役所に行ったところ、10年間はさかのぼって納付することができると言われたので、後日、区役所の窓口で10年分の保険料として40万円ぐらいを納付したのに、申立期間が追納とされていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申請免除期間の国民年金保険料を昭和58年に10年分追納したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳において、48年11月から49年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間が58年11月に追納されたと記録されており、同年に申立人が申請免除期間の保険料の追納を行ったことが確認できる。

また、申請免除期間に係る保険料の追納は、先に経過した月の分から順に行うことになっているにもかかわらず、昭和58年度以前の期間である昭和49年4月から52年3月までの期間及び同年7月から58年3月までの期間の保険料の追納ではなく、昭和58年度分の保険料を追納としているのは不合理であり、行政側の手続が不適切であった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の主張する追納保険料額は、実際に昭和49年4月から52年3月までの期間及び同年7月から58年3月までの期間の保険料を追納した場合の金額とおおむね一致する。

2 一方、申立期間①について、国民年金被保険者台帳から申立期間①の直後の期間の保険料は昭和 58 年 11 月に追納が行われていることから、同時に申立期間①の保険料を追納しようとした場合、申立期間①は時効により追納できない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間は申請免除期間ではないことから、58 年には、時効により保険料を納付することはできない期間である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から45年3月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から45年3月まで
② 昭和45年10月から47年3月まで

20歳の時に母親に勧められ、母親と二人で区役所へ行き国民年金加入の手続を行った。

区役所から自宅に集金人が来ており、結婚する1年くらい前までは、国民年金保険料を納めていた。

保険料の納付が滞り、区役所から督促の連絡を受け区役所の窓口で納付したこともある。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間②当時、申立人が居住していた区では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できる。

また、申立人は昭和45年ごろに国民年金手帳の再交付を受けたと考えられ、その後に申立期間②直前の6か月分の保険料を一括で納付していることから、一括納付した直後である申立期間②の保険料を未納にするとは考えにくく、申立期間②の保険料を納付していたとすると、48年4月の結婚の1年くらい前までは保険料を納付していたとする申立内容とも合致する。

さらに、申立期間②当時、申立人が居住していた区では昭和46年度から納付書による収納が実施されており、国民年金保険料の納付が滞り、区から直接督促され区役所の窓口で保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

2 申立期間①については、申立人は国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間①当時、申立人が居住していた区では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、申立期間のうちの一定期間同居していた申立人の姉は、その当時、自宅に集金人が来ていたと証言しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和40年7月ごろに国民年金加入の手続を行ったことが推認でき、その後、45年頃に国民年金手帳の再交付を受け、同年4月から同年9月までの保険料を納付したと考えられるが、申立人が国民年金手帳記号番号の払い出しを受けた当時であり、集金人に納付が可能であった40年4月から45年3月までの国民年金手帳再交付前の期間を未納にしたまま、手帳再交付後の期間の保険料を納付したとは考えにくい。

3 一方、前述のとおり、申立人は、昭和40年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時点では、申立期間①のうち、38年5月から40年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料となるため、集金人が収納することはできず、申立内容と一致しない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から45年3月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで
④ 平成 10 年 2 月

私は昭和 35 年 10 月ごろ、夫と共に国民年金の加入手続を区役所で行い、保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間①の保険料額や納付方法はよく覚えていない。

申立期間②は、保険料を集金人に納付していたと思うが、保険料額などはよく覚えていない。

申立期間③は、この時から口座振替により保険料を納付し始めたが、夫の保険料のみが引き落とされ納付済みであり、なぜか私の保険料が引き落とされず、未納となっている。

申立期間④は、区役所から納付書が届いたので、平成 10 年 2 月から同年 5 月までの保険料 4 万 8,000 円くらいを区役所で納付した。

申立期間①から④が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているところ、申立期間①に係るその夫の保険料は、当初、納付済みとされていたものが、その後、未納と記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたと思うとしているところ、申立期間②当時、申立人夫

婦が居住していた区では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②については、直前の昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が当初、未納とされていたものが、その後、納付済みと記録訂正されており、ここでも、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

さらに、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間③については、申立人及びその夫は、申立期間③当初の昭和 54 年 10 月から国民年金保険料を口座振替により納付することとしたが、夫婦が所持する申立期間③当時の預金通帳によると、同年 10 月から同年 12 月までの保険料は、申立人の夫のみが口座から引き落とされ、申立人の保険料は引き落とされていないことが確認できる。

また、申立期間③当時から申立人及びその夫が居住している区では、国民年金保険料が口座から引き落とされなかった場合、後日、納付書などを送付していたのではないかとしているところ、申立人及びその夫は、申立期間③の国民年金保険料を後日納付書などにより納付した記憶は無いとしている。

申立期間④については、申立人は、区役所から納付書が届いたので、平成 10 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳では、申立人は同年 3 月 1 日付けで第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更がなされたことが確認できることから、区役所では、同年 3 月から同年 5 月までの納付書を作成し、申立人に送付したと考えられ、また、申立人は同年 3 月の国民年金保険料を同年 4 月 16 日に、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を同年 4 月 20 日に納付していることから、申立人は前述の区役所から送付された納付書により保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 9 月ごろに区役所に行き、今まで国民年金に加入していなかった夫の国民年金の加入手続と私の国民年金の手続を行い、同年 4 月までの二人分の国民年金保険料を納付した。その後、夫と私の保険料を区役所の窓口で一緒に納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が、申立人の夫の分と併せて国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間以外の保険料の納付日が確認できる期間においては、申立人とその夫の保険料は、同じ日に納付されていることが確認できることから、基本的に申立人は夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間の夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、さらに、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は、住所変更や婚姻に伴う姓変更などの各種変更手続を適切に行っていることが確認でき、平成 19 年度からは、国民年金の定額保険料に加え、付加保険料も前納するなど、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1302

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月及び同年7月

私は、平成元年12月末で会社を退職したため、2年1月に区役所に行き国民年金の加入手続きを行い、厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してきた。納付は郵便局か銀行で納付書により行った。申立期間の2か月間のみ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、厚生年金保険との切替手続きを適切に行っており、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間の2か月みの保険料を納付していないとは考えにくい。

また、申立人は、60歳以降も任意加入し、保険料を納付していることから、保険料の納付意欲が高いことがうかがえる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 45 年ごろ、金融機関から融資を受ける際に、国民年金保険料の未納があると融資を受けられないと言われ、役所で確認した結果、全未納期間について納付できると促されたので、妻に私と妻の分の保険料を納付させた。

融資が無事に実行されたので、当然保険料が納付されていたと信じていたが、自分達の年金記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ごろ、金融機関から融資を受ける際に、国民年金保険料の未納があると融資を受けられないと言われ、役所で確認した結果、全未納期間について納付できると促されたので、その妻に申立人とその妻の分の保険料を納付させたと主張しているところ、当該金融機関では融資の審査の際に社会保険料の未納がないことが融資の条件の一つとなっていることが確認でき、また、45 年当時は第 1 回目の特例納付が実施されていた期間であり、申立内容も詳細かつ具体的であることから、特段不合理な点はみられない。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 3 月に連番で払い出されており、申立人は、申立期間及び一部の短期間を除き、国民年金加入期間の保険料のほとんどを納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、保険料を納付する資力を十分有していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の夫は、昭和 45 年ごろ、金融機関から融資を受ける際に、国民年金保険料の未納があると融資を受けられないと言われ、役所で確認した結果、全未納期間について納付できると促されたので、私が夫と自分の分の保険料を納付した。

融資が無事に実行されたので、当然保険料が納付されていたと信じていたが、自分達の年金記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、金融機関から融資を受ける際に、国民年金保険料の未納があると融資を受けられないと言われ、役所で確認した結果、全未納期間について納付できると促されたので、申立人が、その夫と申立人の保険料を納付したと主張しているところ、当該金融機関では融資の審査の際に社会保険料の未納が無いことが融資の条件の一つとなっていることが確認でき、また、45 年当時は第 1 回目の特例納付が実施されていた期間であり、申立内容も詳細かつ具体的であることから、特段不合理な点はみられない。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 3 月に連番で払い出されており、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への切替手続等を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から同年 11 月まで

申立期間①については、勤務先を退職してアルバイトという不安定な身分になった私を心配して、父親が国民年金加入手続を行い、母親が、集金人か銀行に、国民年金保険料を納付してくれており、申立期間②については、任意加入手続を母親に頼んで行った後は、自分で保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計 14 か月と比較的短期間である。

申立期間①については、申立人が一部保存していた申立期間以外の領収書により、申立期間当時、申立人及びその母親が居住していた市には集金人制度が存在していたこと及び銀行を利用して国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できる上、国民年金制度発足時から加入し、国民年金保険料を完納しているその母親は、同居していた娘の保険料を自分が納付していたと証言している。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとされており、9 か月と短期間である途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

申立期間②については、申立人は、昭和 54 年 11 月に、同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付しており、同年 10 月には任意加入手続を行っていることから、その直前の強制加入期間及び直後の任意加入期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間以外は出入国の際の2か月を除き、すべての国民年金加入期間の保険料が納付済みとなっており、婚姻後も任意加入していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、昭和57年4月から58年3月までの12か月について、国民年金保険料は、当初、未納とされていたが、申立人が所持していた領収書により、12か月分の納付が確認されたことから、納付記録が納付済みに訂正されており、申立期間②当時、行政側の記録管理に不備があった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1306

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの期間、54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、勤務先を退職した昭和 51 年 6 月ごろ、区役所で国民年金加入手続きを行い、その後区役所から送られてきた納付書により国民年金保険料を金融機関で納付した。付加保険料のことは憶えていないが、申立期間③の前後に付加保険料も納付しているのので、この期間も付加保険料も納付していたものと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付について、区役所から送られてきた納付書により金融機関で納付していたとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた地域では、いずれも、国民年金保険料の納付書が発行されていたことが確認できる上、各申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、転居を伴っている申立期間①及び③については、転居前に交付された納付書を使用して保険料を納付することが可能であったことから、途中の各申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は、合計 9 か月と短期間である。

さらに、申立期間③の前後の期間については、付加保険料も納付済みとな

っていることから、途中の申立期間③についても、付加保険料を合わせて納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人が所持する年金手帳から、転居の都度届出がなされたことが確認できるとともに、申立人は、国民年金加入手続後は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みである上、付加保険料を納付している期間もみられるなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

併せて、申立人は、申立期間③の付加保険料についても納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月まで
20 歳になったので、国民年金納入組合長だった父親が、村役場で国民年金の加入手続を行った。
父親が、母親、長兄夫婦、姉と私の国民年金保険料を集金人に年に数回一緒に納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 36 年 9 月に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、38 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は現年度納付、残りは過年度納付することが可能であった。

また、申立期間当時、申立人宅の近所に住んでいた者から、その当時、申立人の父親は区長及び国民年金納入組合の取りまとめ役をしていたとの証言が得られ、地域住民の国民年金保険料の納付を取りまとめる立場であったその父親が、申立人の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の父親と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の父母、長兄夫婦の申立期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、申立人の姉についても、申立期間のうち、結婚前で申立人と同居していた期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私の母親は、昭和36年に私と兄の国民年金加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料は、店に訪問してきた集金人に母親が納付し、私が結婚した後の申立期間②の国民年金保険料は、私の妻が自宅に訪問してきた集金人に納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年に払い出されており、国民年金加入直後から保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間①後間もない昭和39年1月から同年3月までの納付記録が、当初未納とされていたものが、その後納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の主張するとおり、申立期間当時、申立人の居住地においては、集金人制度が存在していたことが確認でき、申立内容には信憑性^{びょう}が認められる。

2 申立期間②について、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする妻の申立期間の保険料については、領収書が保管されていたことから、社会保険事務所の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、記録管理が適切に行われていなかった可能性があることから、申立人のみ保険料が納付されていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

加えて、申立人は申立期間①及び②以外の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1309

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

20 歳当時、母親が、国民年金の加入手続をしてくれた。独身時代の国民年金保険料については、母親が、「払っておくからね。」と言っていたことや、母親が、「保険料は安いし、家まで集金に来てくれるので納付しやすいわ。」と話していたことを記憶している。昭和 36 年 4 月に加入したにもかかわらず同年 4 月から 39 年 3 月まで一回も納付していないことはあり得ないと思うし疑問である。申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、アルバイトをしながら自宅にいたので、国民年金制度発足とともに申立人の母親が国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の主張するとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和 36 年 6 月に払い出されていることが確認できる。

また、申立期間のうち結婚前は申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているところ、当時、申立人が、その母親から聞いていた保険料額や納付方法についての記憶も具体的で不自然さは無く、母親が加入手続のみを行い、その後の保険料を納付しなかったとは考えにくいことから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

さらに、申立人は申立期間を除きその後の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の種別変更など各種手続についても適切に行われていることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 6 月まで

私は、昭和 52 年 1 月に米国から帰国し、母親から妹も国民年金に任意加入したのだからと、国民年金に加入するよう強く勧められていたこともあり、同年 2 月に付加保険料を含めた国民年金の加入手続を行った。窓口で国民年金手帳を交付され、その時納付できる期間の保険料を納付し、薄い紙の領収書を受け取った。その後、53 年 7 月に区役所で納付書の発行を依頼したところ、用紙に記入するよう言われその用紙に記入した。その後は納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入する契機になったとする申立人の妹は、昭和 51 年 3 月に任意加入していることが確認でき、申立人が 52 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、当時の保険料の納付回数、保険料を納付した際受け取ったとする領収書の形態及び保険料額の記憶は当時の状況とおおむね一致している上、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人の国民健康保険料の納付とは考え難く、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は納付書の発行時、担当者から用紙に記入するよう言われ用紙に記入したとしているが、当時の在住管轄区役所に確認したところ、納付書発行時に記入する用紙は無いとの回答を得ており、この時点の前後において納付書発行以外の手続として何らかの手続を行ったものと推測でき、さらに、郵送されてきた納付書の国民年金手帳記号番号と申立人が当時所持して

いた国民年金手帳に記載のある国民年金手帳記号番号が相違していたとの記憶、及び国民年金手帳の形態についての主張は具体的で不自然さは無いことから、加入手続を2度行ったと推認することは可能である。

加えて、申立期間以降の国民年金保険料の未納は無く、昭和53年7月から61年3月までの期間は付加保険料も納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間当時、訪問してきた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。社会保険事務所の納付記録では夫の保険料のみが納付済みとなっており、私の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市では、申立人の主張どおり、申立期間当時国民年金保険料の集金人制度が存在しており、2 か月に 1 回集金していたことが確認できることなどから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、社会保険事務所や区役所で保管している申立人に係る被保険者台帳管理簿、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿は、申立人の名前が誤って記載されていることから、当時の行政側の記録管理に不手際が認められる。

さらに、申立人の夫は、申立期間の保険料がおおむね納付済みとなっていることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人が自らの保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の夫は、国民年金保険料の集金人が 2 か月に 1 回程度夕方に訪問してきたので、妻である申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨証言している。

その上、申立人は、申立期間及び厚生年金保険から国民年金切替直後の短期間を除き 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年1月まで
② 平成6年4月

20歳になった平成4年当時学生であった私は、祖母の元で暮らしていたが、住民票は実家にあったので国民年金の加入手続は、父親が行ったと思うが、国民年金保険料は納付していなかった。

その後、祖母の元に住民票を移したところ、私の元に保険料の請求が来るようになり、祖母が1か月分を集金人に納付してくれたことはあったが、それ以外の期間の保険料は納付できないでいた。

しかし、就職に当たって会社への体裁が悪いと考えた祖母が、平成7年3月か同年4月ごろ就職祝いとして未納分を2回に分けて納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料については、平成6年5月から7年3月までの期間の保険料の納付日が同年4月30日であることが社会保険庁の記録から確認でき、その時点で納付することが可能であった期間の保険料については、申立期間②を除き、すべて納付されていることから、1か月と短期間である申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の祖母は、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことが認められる。

2 一方、申立期間のうち、申立期間①については、実家に住民票があった

平成4年12月及び5年1月の時点で、保険料を納付していないことを申立人も認めており、申立人の祖母が未納分を2回に分けて納付したとする7年3月又は同年4月の時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の祖母からは高齢であるため事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間及び60年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで
② 昭和60年3月から同年9月まで

私は、高校を卒業して、アルバイトや契約社員として働いていたころ、母親から将来のことを考えて国民年金に加入するように勧められたので加入した。国民年金保険料については、自宅近くの金融機関で納付しており、納付した保険料については、申立期間を含め、領収書を見て保険料額をメモ用紙に転記しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は、計10か月と短期間である。

また、申立人は、平成5年の転居に伴い、それまで納付していた国民年金保険料の領収書を廃棄した際に、領収書に記載してある申立期間の保険料額を転記したメモ用紙を所持しており、それに記載されている保険料額は申立期間当時の保険料額と一致しているとともに、当該メモ用紙には経年劣化が見られるなど、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②後の昭和60年10月から同年12月までの未納期間については、当該メモ用紙にこの期間の保険料額について記載されていないことを理由として、今回、申立てをしていないことから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの期間、51年4月から52年3月までの期間及び平成6年5月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 平成6年5月から8年2月まで

私が20歳になったころ、集金人が自宅に来て国民年金の加入勧奨を行ったのをきっかけとして、区役所で加入手続を行った。その後、会社を退職する度に、生活に余裕が無い時を除いては、区役所で国民年金への切替手続を行ってきた。

申立期間①については、国民年金手帳の交付を受けた昭和41年10月ごろ、まとめてさかのぼって金融機関で保険料を納付した。

申立期間②については、当時の夫の保険料と一緒に区役所又は金融機関で納付した。

申立期間③については、保険料を滞納していたが、平成8年3月ごろ、当時の夫が保険料の原資として27万円くらいを用立てしてくれ、まとめてさかのぼって納付した。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、7か月と短期間であり、申立人は、国民年金手帳の交付を受けた昭和41年10月ごろ、まとめてさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月から同年10月の間に払い出さ

れたことが確認でき、その時点で申立期間①の保険料を過年度納付することは可能であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と一致している。

- 2 申立期間②についても、12 か月と短期間であり、一緒に納付していたとする申立人の当時の夫の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。
- 3 申立期間③については、申立人は、平成8年3月ごろ、当時の夫が保険料の原資として27万円くらいを用立てしてくれ、まとめてさかのぼって納付したとしているところ、その時点では申立期間③の保険料は現年度及び過年度納付することが可能であり、また、申立人の当時の夫は、その頃、会社を経営していたとしており、その標準報酬月額からしても、資力は十分あったことが推認されるとともに、申立人が主張している保険料額も、申立期間③当時の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。
- 4 申立人は、生活に余裕がなかった時は国民年金保険料を納付しなかったとしながらも、厚生年金保険から国民年金への切替手続や第3号被保険者への種別変更手続を複数回適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 56 年 7 月に結婚し、その年のうちに社会保険事務所に行き、過去の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、結婚前の時期に未納期間があると言われたので、社会保険事務所の窓口で未納期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してからしばらくして、社会保険事務所で過去の国民年金保険料の納付記録を確認し、未納期間の保険料を窓口で納付したと主張しているところ、申立人が訪れたとする社会保険事務所は当時存在し、過年度保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 56 年度に昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたことが確認でき、その時点で過年度納付により納付可能であった申立期間の保険料を納付せず、昭和 56 年度の保険料を重複して納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、「当時、夫と一緒に社会保険事務所に行き、夫の保険料を窓口で納付した際に、窓口の担当者から、もう未納はありませんと言われたことを憶えている。」旨証言している。

加えて、申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

昭和 39 年に結婚し、夫は国民年金に未加入だったが、44 年ころ、テレビで年金の仕組みについて放映していたのを見て、区役所へ夫が聞きに行き、2 年間さかのぼって納付できることを知り、1 万 5,000 円か 1 万 6,000 円ほどだったと思うが、私と夫、義弟の 3 人の 2 年間分の国民年金保険料として、夫が納付した。当時未加入だった夫と義弟を私が加入させたのに、私の分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入していたが、結婚後、国民年金についての知識を得て、当時職人で未加入であった申立人の夫及び店で一緒に働いていた申立人の義弟の加入を思い立ち、その夫が加入手続をし、保険料については申立人を含めた 3 人分を夫が納付したと主張しているところ、記録上、申立人の夫及び義弟はこの時期に国民年金に加入し、申立期間の保険料は申立人の夫と義弟については納付されていることが確認できることから申立人の主張は基本的に信用でき、申立人の記録のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間以降の保険料については前納するなど納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間当時、これまでと同様に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、私の妻は、集金人又は金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前の期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 6 回とも適切に行っており、しかも、そのうち 3 回は 1 年未満の短期間であっても切替手続を行っていることから、申立人の国民年金に関する意識の高さがうかがわれるとともに、申立期間についても、申立人が所持する国民年金手帳によると、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和 61 年 3 月 8 日に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていたことが確認できることから、その直後の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、当時、申立人の国民年金保険料を納付していたと証言している。

さらに、申立期間は 13 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

私の母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。母親がいつごろ国民年金の加入手続きを行ったかは分からないが、保険料は継続して納付していたはずであり、申立期間が未納になっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間については、9か月と短期間であり、その当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料は納付済みとされており、申立人の母親が、自身の保険料とともに、申立人の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間後の昭和52年度の保険料を前納しているなど、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

2 一方、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間については、申立人の母親の国民年金保険料も未納とされている上、その母親も既に他界しており、当時、同居していた申立人の弟からも証言は得られず、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

国民年金については、私が短大を卒業後歯科医院に勤務した20歳時に自分で当時居住していた市において加入手続きを行い、銀行の口座引落により保険料を納付していたが、平成10年2月14日に転居した市に氏名及び住所の変更の届出を提出後は口座引落されないことから、社会保険事務所へ連絡し、金額は憶えていないが、2回送られてきた納付書どおりに11年3月及び同年8月に銀行において、10年2月から11年3月までの保険料を滞りなく納付していたが、10年2月及び同年3月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除いて国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、保険料の納付場所である銀行窓口の状況、納付書が2回送られてきたこと等、当時の状況を具体的に記憶しており、その主張には特段不合理な点は認められない。

また、申立人は20歳で国民年金に加入してから現在の第3号被保険者に至るまで、種別変更手続きも適切に行っており、保険料の納付についても、口座振替を利用するなど国民年金に対する意識は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年3月までの期間及び61年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から60年3月まで
② 昭和61年2月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が、事業所に訪問してきた取引銀行の行員を通じて納付書により納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、事業所に訪問してきた取引銀行の行員を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、当該銀行の行員が申立人の夫が経営していた事業所に、定期的に訪問し、申立人の保険料等を集金していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②前後の国民年金保険料は、それぞれ納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間は合計12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1321

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から同年9月まで

私は、昭和42年5月に引っ越しをしたが、同年4月から同年6月までの国民年金保険料は旧居で、同年7月から同年9月までの国民年金保険料は新居で、いずれも集金人に納付しており、後者の期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、集金人制度が存在していたことが確認できる。

また、社会保険庁の納付記録によれば、昭和42年4月から同年6月までの保険料は同年5月1日に納付されており、当該期間の保険料は旧居で納付したという申立人の主張には特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の保険料を新居で納付したとする状況について申立人の記憶は鮮明かつ具体的であり、その主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 1 日から 34 年 3 月 5 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

60 才になる 1 年前くらいに銀行員が口座開設の勧誘に来た時に年金に関する話があり、そこで社会保険事務所に行き記録を確認したところ、A 社に勤務していた昭和 31 年 1 月 1 日から 34 年 3 月 5 日までの期間と、B 社に勤務していた 34 年 5 月 1 日から 37 年 10 月 1 日までの期間は、38 年 10 月 8 日に脱退手当金を受給したことであった。

脱退手当金を受け取った記憶も無く、A 社には経理係として社会保険に関する事務に携わっていたが、脱退手当金という制度があることも知らなかったため、脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 38 年 10 月 8 日に支給されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 455 円相違している。

さらに、A 社の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の名前が誤って記載されているほか、B 社の同名簿では申立人の名前が正しい名前から誤った名前に書き直され、同じく正しい生年月日が誤った生年月日に訂正されていることが確認できることから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年3月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年9月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年3月から同年10月までは8万円、同年11月から44年6月までは9万8,000円、同年7月から45年8月までは10万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和45年9月25日から同年10月10日までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社 以下同じ）における資格取得日に係る記録を45年9月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和45年9月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月25日から45年10月10日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、C社（現在は、D社 以下同じ）または同社の系列会社に勤務していた申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和44年の給与証明書があるので、欠落している期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 調査の過程で、社会保険事務所の保管するC社の系列会社のE社に係る厚生年金保険被保険者原票から申立人と同姓同名で同生年月日の者の、昭和43年3月25日から45年9月25日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録が確認された。

また、E社が発行した給与証明書により、申立人が昭和44年1月から45年5月までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人のものであり、E

社の事業主は、申立人が昭和 43 年 3 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 9 月 25 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から昭和 43 年 3 月から同年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 44 年 6 月までは 9 万 8,000 円、同年 7 月から 45 年 8 月までは 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立人の申立期間について、B 社が発行した在籍証明書から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 45 年 9 月 25 日に E 社から関連会社 A 社に異動)、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 10 月の社会保険事務所の記録から 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は不明としているが、雇用保険と厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和 45 年 10 月 10 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで
② 昭和 41 年 9 月 17 日から 42 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 8 月 2 日まで
④ 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで

60 歳になったとき、代理人を通じて社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については昭和 47 年 11 月 8 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

まったく身に覚えも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、当該期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の請求をしたとされる A 学園の厚生年金保険被保険者名簿において、女性従業員 174 名のうち脱退手当金が支給された記録があるのは申立人を含め 2 名のみであり、かつ最終事業所となっているのは申立人以外いないことから、同学園が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金被保険者名簿及び同原票並びに厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 47 年 5 月 12 日に婚姻し、改姓していることから、同日から約 6 ヶ月後に支給したとされる脱退手当金の請求を申立人が行ったとは考え難い。

加えて、申立人のすべての厚生年金被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から46年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を44年5月1日に、資格喪失日を46年2月3日に訂正し、44年5月から同年10月までの標準報酬月額を6万円、同年11月から46年1月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から46年2月3日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の加入記録が無い旨の回答であった。この期間、正社員としてA社に営業として勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び同僚の証言並びに申立人の申立内容から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主の証言、同僚に係る社会保険庁の記録及び申立人の申立内容並びに厚生年金保険の標準報酬月額から、昭和44年5月から同年10月までの標準報酬月額を6万円、同年11月から46年1月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っていないことを認めている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算

定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月22日から同年5月21日まで

社会保険庁の記録では、A社B事務所の資格取得日が、昭和38年5月22日となっている。私は、実際には同年3月22日にC工場からB事務所に応援に行っただけで、継続して勤務していたので当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月22日にA社から同社B事務所に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和44年8月1日、資格喪失日を45年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から45年4月1日まで

社会保険庁の記録では、留学のためA病院を休職し、復職した際の申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、在職証明書に記載されているように申立期間は同病院に在籍していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が発行した在職証明書及び申立人が同病院に復職した際の昭和44年8月1日の辞令の写しにより、申立人が申立期間において同病院に勤務していたことが確認できる。

さらに、A病院は「当時の資料は残っていないものの、常勤職員は厚生年金保険に加入させていたと思う」旨の回答をしている上、同病院は「申立人は復職時の辞令に看護副主任と記載されており、申立期間当時、常勤職員以外で役職者はいなかったはずであり、申立人は常勤職員だった」と回答していることから判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の供述及び申立人がA病院を休職する前の昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立てどおりの届出は行っていないとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記

録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和46年5月1日から47年6月16日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年5月1日に、資格喪失日に係る記録を47年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から48年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答をもらったが、工員として同社に勤務をしていた。給与明細書等、保険料控除を証明できる資料はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚2名の「申立人が申立期間にA社に在職していた」という証言及び申立人が詳細に記憶している当時の業務内容が、複数の同僚が供述する当時の業務内容と細部にわたって一致することから、申立人が申立期間のうち昭和46年5月1日から47年6月16日までA社に勤務していたことが認められる。

また、この2名を含む申立人が同僚としている女性の工員5名すべてが同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している上、当時の代表取締役は「臨時従業員も厚生年金保険に加入させていた」と供述している。

さらに、申立人及び同僚が証言した当事業所の従業員数と社会保険事務所の記録による被保険者数はおおむね一致するため、当時、A社ではほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和46年5月1日から47年6月16日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち昭和47年6月17日から48年4月1日までの期間については、当事業所が47年6月16日に全喪しており、勤務していたすべ

ての厚生年金被保険者が同日に資格を喪失していることから、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 6 月 16 日までの期間の標準報酬月額、同僚の標準報酬月額から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かは、事業主は不明であるとしているが、申立期間の厚生年金被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が主張する昭和29年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年6月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年1月から同年3月までは2万4,000円、同年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から30年5月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から30年6月ごろ

昭和29年1月1日から30年6月ころまでA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録には当該期間の記録が無い。この期間の記録が欠落しているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査の過程で、社会保険事務所の保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和29年1月1日から30年6月9日までの期間について、基礎年金番号に未統合の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和29年1月1日に被保険者資格を取得し、30年6月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から昭和29年1月から同年3月までは2万4,000円、同年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から30年5月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業部における資格取得日に係る記録を昭和40年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、昭和40年4月を3万6,000円、同年5月を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 11 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、昭和40年4月11日から同年6月1日までの期間が欠落している。昭和23年2月から58年12月末までA社に継続して勤務しており、同一企業内における転勤なので、空白期間があるのは納得できない。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月11日にA社B工場から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月を3万6,000円、同年5月を6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人とほぼ同時期にA社C事業部に異動した複数の者についても資格喪失日と資格取得日の間に被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主が昭和40年6月1日を資格取得日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分から5月分の保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月21日から同年7月21日まで

社会保険庁の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の記録が未加入となっているが、当該期間は、A社B工場に継続して勤務していたので、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C社（申立期間当時のA社は現在C社に統合）の子会社であるD社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社B工場に継続して勤務し（昭和51年7月21日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、昭和51年5月の社会保険庁の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年2月1日に資格を喪失した旨の届出、B社の事業主は、申立人が同年5月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年4月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、昭和28年3月から29年1月までの標準報酬月額については、7,000円、同年5月から30年3月までの標準報酬月額については、9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年から29年まで
② 昭和30年から32年まで
③ 昭和33年から35年まで

社会保険庁に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無いが、昭和23年ごろ運転免許証を取得し、申立期間①についてはC社、②についてはD社、③についてはE社に運転手として勤務していた覚えがあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、資格取得日が昭和28年3月1日、資格喪失日が29年2月1日、同じくB社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、資格取得日が同年5月11日、資格喪失日が30年4月4日と記載されている、それぞれ、基礎年金番号に統合されていない、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が同一かつ申立期間①のC社と事業所名が類似し、勤務していたとする時期も近接している記録が確認された。

また、申立人は申立期間①のC社の事業所名や申立期間について、多少異なっているかもしれないこと及び同社を一度退職し、再度入社した記憶があると供述していることから、上記の記録は申立人のものと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年2月1日に資格を喪失した旨の届出、また、B社の事業主は、申立人が同年5月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年4月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、上記の期間を除く申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間に係る記憶があいまいであり、申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和28年3月から29年1月までの標準報酬月額については、7,000円、同年5月から30年3月までの標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

神奈川県国民年金 事案 1322

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 5 月まで

私は、昭和 46 年 4 月から私立高等学校に勤務し、夫の扶養から外れることになったが、短期間の勤めのつもりだったため共済組合に加入せず、同年 4 月頃に市役所に行き、自分で国民年金の加入手続をし、自治会長が国民年金保険料を集金に来てくれて保険料を納付した。申立期間の納付記録がないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金の加入手続、納付金額等についての申立人の記憶が曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳を所持しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年12月までの期間及び59年10月から61年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年12月まで
② 昭和59年10月から61年5月まで

昭和43年4月ごろ市役所で私自身が国民年金の加入手続を行い、それ以降の保険料を自分で納付していたはずなのに申立期間①の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

昭和61年5月ごろに、免除されていた申立期間②の保険料を、元夫が町役場で追納したはずであるのに納付とされていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和43年4月ごろに市役所で国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は46年5月に払い出されており、申立人の国民年金の資格取得日は、納付記録及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれも、同年4月1日とされており、申立期間①は国民年金に未加入の期間となり、国民年金保険料の納付ができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和61年5月ごろ申立人の元夫が町役場で免除期間に係る保険料を追納したと主張しているところ、免除期間の保険料の追納は市区町村では納付できない上、申立人は追納に直接関与しておらず、保険料を追納したとする元夫は追納した金額等を記憶しておらず、保険料の追納の状況は不明である。

さらに、一緒に保険料を追納したとする元夫も申立期間②の保険料を追納したとする記録はない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1324

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 37 年 6 月に私か母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は毎月自宅に集金に来ていた集金人に私が納付していた。申立期間当時国民健康保険に加入していたが、国民年金保険料を納付していないと国民健康保険に加入はできなかつたはずであり、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 7 月ごろ払い出されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することが可能な期間であるが、集金人を通じて過年度納付を行うことはできず、申立内容と一致しない。

また、申立内容のとおり保険料を納付するためには別に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は申立期間前後を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入し病院に通院しており、国民年金保険料の納付がないと国民健康保険に加入できなかつたはずなので保険料を納付しているはずであると主張しているところ、国民年金保険と国民健康保険とは、それぞれ加入義務及び納付義務はあるものであり、国民年金、国民健康保険それぞれ別の制度であることから、国民健康保険に加入していたことをもって、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 57 年 9 月の結婚後、妻が当時の住所地近くの市役所の支所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により毎月納付していたが、申立期間の保険料が未納となっている。申立期間については、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月の結婚後、申立人の妻が市役所支所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により毎月納付していたと主張しているところ、申立人から提出された申立人の 60 年及び 61 年の確定申告書に記載されている社会保険料額は、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料と合わせて国民健康保険料を納付した場合の金額とは相違している。

また、申立期間は申立人の妻も国民年金保険料は未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年9月まで

私は、昭和57年9月の結婚後、当時の住所地近くの市役所の支所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により毎月納付していたが、申立期間の保険料が未納となっている。申立期間については、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月の結婚後、市役所支所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により毎月納付していたと主張しているところ、申立人から提出された申立人の夫の60年及び61年の確定申告書に記載されている社会保険料額は、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料と合わせて国民健康保険料を納付した場合の金額とは相違している。

また、申立期間の大部分は申立人の夫も国民年金保険料は未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年9月まで

私は、会社を退職した後、昭和56年10月に市役所の支所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、会社を退職してから未納であった9か月分の国民年金保険料をさかのぼって同支所で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に国民年金の加入手続をした際に、9か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人は、当時既に、厚生年金保険の被保険者期間が20年あり、老齢厚生年金の受給権があるため、国民年金に加入する場合は任意加入被保険者となるが、加入手続をした時点では、任意加入被保険者はさかのぼって資格取得することも、過去の未加入期間であった期間の保険料をさかのぼって納付することもできないことから、申立人の主張には、不合理な点がみられる。

また、申立人は、9か月分の国民年金保険料をさかのぼって申立人の居住する市の支所で納付したと主張しているところ、申立人の主張する9か月分の保険料額には、過年度分の保険料が含まれているが、同支所では、過年度分の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成元年 11 月まで

私の母親又は姉は、私が 20 歳になった昭和 60 年ごろに私の国民年金の加入手続を行った。母親名義の預金通帳では、平成元年 2 月と 2 年 5 月に年金掛金が引き落とされている旨が記載されているが、これは私の国民年金保険料を納付した際のものであることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親又は姉が、昭和 60 年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 6 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、平成元年 2 月及び 2 年 5 月に口座振替により母親名義の預金通帳から引き落とされている金額が申立人の国民年金保険料であるとしており、納付済みとなっている元年 12 月以前から、継続して口座振替により保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の納付記録によると、同年 12 月から 3 年 3 月までの保険料については、過年度納付していたことが確認できることから、少なくともこの期間については、口座振替により保険料を納付することはできず、申立内容と合致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から52年3月まで

昭和46年2月に結婚し、同年12月に引っ越し、市役所で私が転入届の提出と同時に、夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その時、窓口で20歳にさかのぼり、国民年金保険料を一括納付するよう勧奨を受け、一人分約月額300円の保険料を、窓口で私は20歳までの分と夫は同年12月までの分の二人分を併せて納付したのに、記録では43年12月から52年3月まで未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の窓口で20歳の時にさかのぼり、国民年金保険料を一括して納付するよう勧奨を受け、窓口で申立人夫婦二人分を併せて納付したと主張しているところ、昭和46年12月当時、市では特例納付の納付勧奨、国民年金の加入勧奨を行っていたが、窓口では、現年度の国民年金保険料の納付書の発行及び収納手続を行うのみであり、過年度納付及び特例納付の保険料を納付できなかったこと、及び庁舎内の金融機関では、現年度保険料、過年度保険料及び特例納付の保険料共に納付することはできなかったことが確認でき、申立内容とは相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人は昭和46年12月に申立人夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、その際受け取ったとされる年金手帳は、その特徴から、申立期間当初には存在しない手帳であり、申立人が加入手続を

行ったとみられる 53 年 2 月当時には存在していた手帳であることからその当時の納付についての記憶と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から52年3月まで

昭和46年2月に結婚し、同年12月に引っ越し、市役所で妻が、転入届の提出と同時に、私と妻の夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その時、窓口で20歳にさかのぼり、国民年金保険料を一括納付するよう勧奨を受け、一人分約月額300円の保険料を、窓口で私は同年12月までの分、妻は20歳までの分の二人分を併せて納付したのに記録では未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入状況及び納付状況は不明であるが、申立人に係る加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、市役所の窓口で20歳にさかのぼり、国民年金保険料を一括納付するよう勧奨を受け、窓口で私と妻の二人分を併せて納付したと主張しているところ、昭和46年12月当時、市では特例納付による納付の勧奨、国民年金の加入勧奨を行っていたが、窓口では、現年度国民年金保険料の納付書の発行及び収納手続を行うのみであり、過年度納付及び特例納付の保険料を納付することはできなかったこと、及び庁舎内の金融機関では、現年度保険料、過年度保険料及び特例納付の保険料共に納付することはできなかったことが確認でき、申立内容と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがえない。

さらに、申立人の妻は、昭和46年12月に申立人夫婦二人分の国民年金加

入手続を行ったと主張しているところ、その際受け取ったとされる年金手帳は、その特徴から、申立期間当初には存在しない手帳であり、申立人の妻が加入手続を行ったとみられる 53 年 2 月当時には存在していた手帳であることから、その当時の納付についての記憶と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から平成4年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から平成4年12月まで

昭和55年か56年ごろ、私の家を訪ねてきた区役所職員から、私の夫が、私の分の付加保険料を納付するように勧められた。夫は、過去10年分とその後10年分、合わせて20年分の付加保険料として、10万円ぐらい納付した。正式な領収書は、後日でないとい発行できないとのことだったので、その時、夫が、名刺の裏に納付額が書かれた仮領収書を受け取った。

申立期間の付加保険料の記録が残っていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和55年か56年ごろ申立人宅を訪ねてきた区役所の職員から、申立人の付加保険料を納付するように勧められ、過去10年分とその後10年分、合わせて20年分の付加保険料として、10万円ぐらい納付したと主張しているところ、付加保険料については、国民年金保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができるため、付加保険料をさかのぼって納付すること及び10年分前納することは、制度上できない。

また、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた区では、昭和55年から56年までの期間に、付加保険への加入勧奨は、同区の組織的な働きかけとして行っていなかったこと及び申立人の夫が申立期間の付加保険料を納付したとして記憶している職員の名前と同名の職員は、同区国民年金係には在籍していなかったことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から4年6月まで

夫が60歳になる時、夫婦一緒に社会保険事務所へ相談に行った際、職員から私も国民年金保険料を納付した方が良いと言われたので、国民年金加入手続を行ったところ、後日、納付書が送られてきたので、2年間さかのぼって金融機関で保険料を納付した。国民年金保険料は私が納付していたので、夫が納付済みとされているのに、私だけが未納であるとは考えられず、未納とされている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が60歳になる時、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付したと主張しているところ、その夫が60歳になるのは平成6年8月であり、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出しは同年8月であることから、申立内容と納付記録は一致しており、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が2年間さかのぼって納付したとしていることについて、社会保険庁の記録によると申立期間直後である平成4年7月以降の申立人の国民年金保険料は過年度で納付されていることが確認でき、申立内容はこの時期のことを示していると推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から53年3月までの期間及び54年10月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から53年3月まで
② 昭和54年10月から60年12月まで

昭和44年、20歳のころは大学生だったが、母親が集金人を通じて私の国民年金の加入手続きを行い、保険料は母親の分と一緒に集金人に納付し、その後、納付書により銀行で納付していた。昭和54年10月から57年3月まで国民年金保険料の免除を受けた記録となっているが、免除の申請を行った記憶はない。母親が母親の保険料と一緒に自分の保険料を納付していたので、申立期間について未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行った申立人の母親も、申立人の国民年金の加入手続き、保険料の納付状況等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月に払い出されており、その時点では、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

国民年金の加入手続は自分では行わなかったが、平成6年6月頃に、市役所か社会保険事務所から納付書が届き、その時、年金手帳の送付はなかったが、国民年金に加入したと思った。保険料についても、母親が納付書で、毎月1万円を少し超える金額だったと思うが、家の近くにある銀行で納付していた。妹も20歳の時から母親が保険料を納付してくれており、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、当時の加入手続等についての記憶は具体的であるものの、申立人が20歳になる前月頃納付書が届き、その際、年金手帳の送付はなかったとしており、申立期間当時、20歳になる者の国民年金加入手続について、申立人が居住していた市の市役所及び社会保険事務所では、そのような取扱いはされていなかったとしていることから、その母親の主張とは一致しない。

また、申立人が国民年金へ加入した時期は、厚生年金保険から国民年金への切替えが行われた平成11年9月以降であり、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 49 年 3 月まで

当時近くに引っ越してきた人から国民年金のことを聞き、私が 26 歳から 27 歳くらいの頃に市役所の窓口で加入手続をし、保険料を一括して納めたか、あるいは当時働いていた八百屋に集金にきていた銀行員に国民年金の加入手続を依頼し特例納付の保険料を納めた。特例納付の保険料は 7 万円から 8 万円くらいで、当時八百屋で働いていた収入を充てた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は加入手続とともに特例納付により一括して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 51 年 3 月 30 日から同年 5 月 17 日までの期間であると考えられるが、この時期は既に第 2 回特例納付期間（49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）を過ぎていることから、特例納付することができない時期である。

また、申立人が主張するように特例納付をしたとすると、第 2 回特例納付が可能な期間は昭和 48 年 3 月の保険料までであり、申立期間の一部には納付することができない期間がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、加入状況及び納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで

私は、家事手伝いで習い事をしていて収入がないため、両親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間当時は、村の自治会長が保険料の集金人をしていたと記憶している。昭和 39 年に結婚する時に、母親から国民年金の保険料は納付してあるので、後は自分でしっかり納めるようにと言われた。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の両親は既に亡くなっており、申立人は保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 4 月に払い出されており、38 年 7 月から 40 年 3 月までの保険料を同年 8 月に過年度納付していることが確認できることから、記号番号の払出後の同年 8 月に時効期限内である 38 年 7 月までさかのぼって保険料を納付したものと推認される上、記号番号の払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1337

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年10月まで
社会保険庁の記録では、私は、昭和51年11月に国民年金に加入したととされているが、その前に加入手続をしているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録及び申立人が所持している年金手帳により、申立人が昭和51年11月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、制度上、申立期間までさかのぼって保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等について記憶していないと述べているなど、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から46年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和42年8月に会社を退職後、時期ははっきりしないが、区の職員が自宅に来た際に国民年金加入手続を行った。

申立期間①については、自宅に来た集金人に、納付金額、納付サイクルははっきり憶えていないが、夫と二人分の国民年金保険料を自分で納付していた。

申立期間②については、最初は区役所の窓口で納付し、昭和50年12月に転居した後は、郵便局又は銀行で私と夫の保険料を納付していた。

同時に納付していた夫の記録は納付済みとなっているのに、私の納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月に会社を退職後に、時期は明確でないが自宅を訪問してきた区の職員を通じて国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は45年5月1日に職権適用で払い出されたものであることが確認でき、退職後に自ら手続をしていたとの主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年5月1日時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付出来ない期間であり、42年8月以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間にかかる保険料を夫と二人分同時に納付してい

たとしているが、申立期間以降の納付記録をみると、必ずしも二人の保険料を同時に納付していなかったことが確認でき、申立人の夫の保険料の納付と申立人の保険料の納付には関連性は乏しいものと考えられる。

加えて、申立人は自ら納付していたとする申立期間の保険料額や納付方法等についての具体的な記憶が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納めていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年1月まで

私は、昭和48年11月に会社を退職した。退職すると国民年金になると会社で聞いたのですぐにA市役所で国民年金の加入手続を自分で行ったと思う。この時に年金手帳を受け取った記憶は無く、国民年金の保険料額も定かでないが、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月に社会保険事務所から転居した後のB市に払い出されており、任意加入者として国民年金に加入したものであり、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号が必要となるため、氏名索引及び払出簿縦覧調査を行ったが、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、A市にて年金手帳を受け取った記憶は無く、国民年金保険料の納付方法及び保険料額等について記憶が曖昧であることから納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1340

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から平成3年3月まで
大学入学と同時に両親から国民年金に加入することを勧められ、20歳の時に母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料は自宅の近くの金融機関で母親が納付していた。母親が加入手続をして保険料を納付してくれた大学在学中が未加入期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から58年3月まで

私は、米国から帰国した後、国民年金加入勧奨の通知を受けて、住所地の行政センターに勤務していた知人の息子に相談し、その後昭和48年12月に、場所の記憶は定かではないが、国民年金加入手続を行った。その後、4年から5年は国民年金保険料を納付することができなかったが、督促状が数回来たので2年分くらいの保険料をまとめて納付し、以後は数か月分ずつ行政センターで納付したにもかかわらず、未納とされている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、開業準備をしていた昭和48年12月ごろに国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、被保険者台帳管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は58年5月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間前後を通じて住所の変更を行っておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が昭和59年12月に昭和58年度分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したことが確認できるものの、昭和48年10月から同年11月ごろに申立人が国民年金加入手続について相談したとする行政センターが開設されたのは53年10月であり、申立人の主張と合致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 53 年 3 月まで
国民年金の加入手続を昭和 53 年 4 月ごろに母親が私に代わって行った。その時、学生だった 20 歳以降の未納分を母親がさかのぼって納めてくれたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月ごろ国民年金の加入手続後、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人は保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続と保険料の納付はその母親が行っているが、当時の記憶は曖昧であることから加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は申立期間当時は学生であり、国民年金保険料を納付したと主張する期間は学生時代の任意加入期間であるため、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 54 年 3 月であり、実際の加入手続はこの時期であると考えられる上、申立人の被保険者記録から、当該年度当初の 4 月にさかのぼって昭和 53 年度の国民年金保険料を納付したものと推測でき、申立人の記憶にある「保険料をさかのぼって納付した」とは申立期間である任意加入期間の保険料のことではなく、同年度分の保険料の納付であると考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1343

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 11 月に結婚し、国民年金に任意加入をして、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、保険料を納付してきた。夫の転勤に伴い、昭和 47 年 5 月に転居し、転入届の際、国民年金の手続もして、申立期間の保険料を一括して前納したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、転入時に一括して前納したと主張しているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、申立人の所持する年金手帳には、区に転入したことが確認できる住所変更履歴の記載が無いため、転入先において、国民年金の手続がされた形跡もうかがえない。

また、社会保険庁の特殊台帳をみると、住所変更の記載は見られず、申立人の被保険者台帳が、管轄の社会保険事務所に移管された履歴も見られないことから、申立人は、転居後の市区町村において、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を前納したはずであると主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間直前の昭和 48 年 1 月までの保険料を 47 年 1 月 23 日に、前納していることが確認できるとともに、転居後の市区町村及び管轄社会保険事務所に、申立人の国民年金の履歴が移管されていなかったことを考え併せると、申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、さかのぼって納付したこ

とは無いとしており、過年度納付したことも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から47年10月まで

私は、結婚後、実姉に国民年金に加入することを勧められ、昭和37年頃、市役所で国民年金に加入し、200円程度の国民年金保険料を納付した。いつごろからか記憶はないが、申立期間内において国民年金保険料と付加保険料も併せて納付していた記憶もあり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の実姉に加入を勧められ昭和37年4月に国民年金に加入し、200円程度の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、実姉は、40年9月に国民年金に任意加入しており、申立人の申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月に払い出され、同年11月に申立人が任意加入被保険者の資格を取得したことが確認でき、任意加入の被保険者については、さかのぼって保険料を納付することができないことから、申立人は申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は申立当初、当該申立期間について加入当初から付加保険料も納付していたと主張していたが、付加保険料制度は昭和45年10月から開始されたものであることから、申立内容と相違している上、その後、「付加保険料の納付時期はいつごろからか分からない。」と申立内容が変遷^{あいま}しており、その記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1345

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から58年12月まで

国民年金の加入については昭和44年11月24日に、当時住み込みで働いていた勤め先の社長が社会保険事務所で手続をしてくれた。国民年金保険料は年払いで引落しになっていたし遅れることなく支払っていた。区役所で納付記録の確認をした際、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、国民年金加入手続と保険料の納付を行っていたとする会社の社長は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、年払いで引落としされていたと主張しているところ、申立期間以降の納付状況については金融機関から口座振替で納付されていることが確認できるものの、申立期間においては口座引き落としが、給与からの控除か判然とせず、記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年11月以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの期間及び56年8月から57年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで
② 昭和56年8月から57年2月まで

私が20歳になった昭和46年1月ごろに母親が私の国民年金の加入手続きを行い、55年4月に結婚するまで申立期間①を含め、母親が私と兄の保険料を一緒に納付していた。母親が保険料をどのように、いくらぐらい納付していたかは、よく分からない。

また、結婚後は申立期間②を含め、自分で納付書により郵便局か銀行で保険料を納付しており、昭和56年6月に任意加入の資格喪失手続きを行った覚えも無い。

申立期間①及び②が未納及び未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、20歳になった昭和46年1月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は確認できなかったが、申立人の兄は、25歳であった47年10月ごろに母親が自分の国民年金の加入手続きを行ったと証言しており、申立人とその兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのもこの頃である可能性が高いと考えるのが自然である。

また、申立人の兄は、自分と申立人の国民年金保険料を申立人の母親と一緒に納付していたと証言しているところ、その兄の保険料は、昭和47年4月から納付され始めていることから、申立人の保険料も、その兄と同じく同年4月から納付が始まったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

- 2 申立期間②については、申立人は、任意加入の資格喪失手続を行った記憶は無いとしているが、申立人の年金手帳には、任意加入の資格喪失年月日として昭和 56 年 6 月 27 日の記載があり、行政側の記録と一致している上、資格喪失後に国民年金保険料が納付された場合、当該保険料は還付されているはずであるが、その記録も認められない。

また、申立人は、昭和 56 年当時、社宅において国民年金に加入していても将来年金が支給されないとの噂があり国民年金保険料を 2 か月未納にしたが、その後、申立人の母親に諭されて申立期間②の保険料を納付したとしているが、その母親は既に他界しており、申立人の夫からの証言も得られず、申立期間②の保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 48 年 8 月に市役所で私の国民年金の加入手続を行った。後日、納付書と国民年金手帳が送付され、私は、銀行で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 48 年 8 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 4 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 4 月時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べているとともに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月

20 歳を迎えた昭和 38 年 5 月頃、父が自宅に来た区の職員に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。以後の保険料は母親の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 5 月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は職権適用により 40 年 5 月に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立内容とは相違が見られ、申立期間の保険料を納付するにはさかのぼって過年度納付する方法があるが、申立人の主張からして過年度納付されたことも考え難い。

また、当時国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しており、申立人の母親からその状況を聴取しても、保険料の納付状況に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、具体的な証言が得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金のことは母親に任せていたため、関心は無かったが、昭和 36 年に私が会社を退職したので、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していると私に話していたことを記憶している。

母親は、既に他界しているため話を聞くことはできないが、母親から、私の保険料について未納があるとは聞いていない。

母親が他界するまで、私は自分で保険料を納付したことはないが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、その母親が申立期間の保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 1 月の時点において、申立期間については、大半が過年度分の保険料となることから、その保険料を集金人に納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間も一部含まれており、申立内容には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
結婚後、継母から、体調が優れなかった私の将来を心配し、私の国民年金の加入手続を行い、数年間国民年金保険料を納付していたと聞いている。保険料は、集金人に納付していたと思う。継母は、私の保険料を納付してくれたはずなので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の継母から、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと聞いていると主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその継母も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で昭和 42 年 9 月に職権適用で払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1351

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から40年3月まで

昭和36年11月に20歳になった時、父親が国民年金の加入手続を行い国民年金保険料も納付していたと聞かされていた。集金人と思われる人が自宅に来ていたことは記憶している。昭和41年7月の結婚を機に、父親からこれからは自分で保険料を納付するように言われ年金手帳を手渡され、その後は妻が保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、その後、父親が国民年金保険料を納付していたと聞かされていたとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、申立人には、申立期間の保険料を特例納付によりまとめてさかのぼって納付した記憶も無い。

また、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付したとするその父親は、既に他界しており、申立人の母親は病気のため具体的な証言を得ることができない。申立人の二人の弟のうち、一人は申立人自身が申立期間当時の記憶は無いはずであるとしており、もう一人の弟からも具体的な証言は得られず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
厚生年金の納付記録を確認したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとなっていた。

A社を退職するとき、担当業務の人から「このまま厚生年金は残しておいた方が良いでしょう」と言われたので、「このまま厚生年金は残しておいてください」と話し、その後、脱退手当金の請求手続は行っていないので、どういう手続きで支給済みとなっているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後各3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和45年1月1日の前後2年以内に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名が資格喪失日の約1か月から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、連絡が取れた被保険者2名は「会社から脱退手当金について説明があった」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険番号は、申立期間の被保険者期間と申立期間後の被保険者期間とは別の厚生年金保険番号となっており、脱退手当金を受給したために厚生年金保険番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和45年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 28 年 11 月 20 日から 29 年 11 月 19 日まで

A社は昭和 22 年 6 月から同年 11 月まで労働争議があり、労使は組合役員と組合を退会しなかった青年行動隊員を 22 年 10 月末日付け解雇の条件で和解したと記憶している。組合側の青年行動隊の一員として最後まで組合を退会せず、同日に解雇されているので、昭和 22 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

昭和 28 年にA社の経営が悪化したため、B社の顧問に入社を依頼しB社に入社した。A社を退職してからB社に入社するまで1年以上の空白があるはずがないので、28 年 11 月 20 日から 29 年 11 月 19 日まで、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間に発生したA社の労働争議についての詳細を明確に記憶している。しかし、複数の同僚から聴取を行ったものの、申立内容を確認することができる証言等を得ることができず、人事記録や給与明細書等、申立内容を確認できる関連資料も無いことから、申立人が当該事業所を退職した日付や、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は昭和 22 年 7 月ごろからA社の労働争議において解雇されるまでの期間についての給与は支給されず、退職金も無かったとしていることから、労働争議の期間は厚生年金保険料の控除がなかったと認められる。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の事業所別被保険者名簿の申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 22 年 2 月 1 日と記載されており、係る手続きに不自然な点は見られない。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は入社の際及び配属先の同僚について明確に記憶していることから、申立人がB社に勤務していたと推認されるが、B社が提出した被保険者名簿の申立人の資格取得日は昭和29年11月20日と記載されており、社会保険庁の被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、社会保険庁の昭和28年11月20日から29年11月19日までの期間の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、同名簿の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から31年7月20日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、支給日とされている頃はA市に転居し、自分名義の銀行口座も開設しておらず、脱退手当金を受給しているはずが無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給した旨の記録があり、当該記録には、脱退手当金の支給額の基となる標準報酬月額及び計算式が記載されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたころは、A市に転居しており、脱退手当金を受給することはできない旨を申し立てていたが、その後の調査により、申立人は「A市に転居した時期を記憶違いしており、脱退手当金支給当時はB県の実家に居た」旨の供述をしている。

このほかに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から同年9月17日まで
社会保険庁の記録によると、昭和39年3月1日から同年9月17日までの期間における被保険者期間が欠落しているが、A社には死亡退職の39年9月17日まで勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料はないが、被保険者期間として認めてほしい。また、遺族年金の支給を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出したA社在籍証明によると、申立人の退職日は社会保険庁の記録通り昭和39年2月29日となっている。

また、当該事業所では「在職証明を作成するにあたり、当時在職していた社員に聴取りを行った」旨の回答をしている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 4 日から 54 年 9 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。当該期間については、A社に勤務していたが、社会保険庁に厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立期間にA社に勤務していた事実は確認できるが、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等の資料は無い。

また、申立人が申立期間中に勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当時の事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとの証言をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 17 日まで
平成 19 年 8 月に社会保険庁に厚生年金記録について照会したところ、昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 16 日までの A 社の被保険者期間が脱退手当金で支給済みとの回答を得た。私は脱退手当金を貰った記憶は無く、会社を退職した当日、B 市に住んでいた兄が会社まで迎えに来ており、その日のうちに兄の自宅に到着した。そのため、脱退手当金の手続きをする時間も無く、また、脱退手当金支給日に B 市から C 市まで受取りに行くこともできない。私は請求も受給もした覚えが無いため、調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同ページに記載されている女性 18 人(申立人を含む)は、申立人の資格喪失日(昭和 37 年 1 月 17 日)と前後して 36 年から 38 年までに資格喪失しており、1 人を除いては脱退手当金の支給を表す「脱」表示があり、脱退手当金の支給記録も確認することができる。また、そのうち 14 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、当該事業所では、事業主による代理請求がなされた可能性があると考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 6 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人より数年前に当該事業所を退職した社員は、退職する際に会社から脱退手当金制度の説明を受け、実家に帰る日に合わせて書類と脱退手当金を用意してあり、書類に氏名等を記載して脱退手当金を受領したとの証言もある。

加えて、申立人は、退職した当日に当該事業所のある C 市から兄弟が住む B 市に転居したため脱退手当金を受給したはずが無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年5月1日まで
② 昭和39年9月1日から同年11月2日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①について、A社における厚生年金保険の資格取得日が昭和29年5月1日となっているが、実際に同社に入社したのは28年9月1日である。また、申立期間②について、B社には38年5月1日から40年3月11日まで継続勤務しているにもかかわらず、申立期間②の記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚等の供述から、申立人が申立期間に、A社に勤務していた事実は推認できる。しかしながら、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に同社での仕事を紹介したとする同僚は、「入社後、3か月の試用期間を経た後に厚生年金保険に加入していた」旨の証言をしており、当該事業所では、入社日と厚生年金保険の資格取得日は必ずしも一致しないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人が申立期間を含む昭和38年5月1日から40年3月11日まで継続勤務していた事実を推認できる同僚等の証言は無い。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、職種が同一の同僚の中には、申立人と同様に厚生年金保険の被保

険者資格を喪失後、7か月以内に同社で再取得をする例が複数見受けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 9 日から 36 年 1 月 29 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 34 年 3 月 9 日から 36 年 1 月 29 日までA社に勤務していた期間の記録が無い。私はA社で厚生年金保険に加入していた。当時のことは分からないことが多いが、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間についてA社に在籍していたことが推認できる。

一方、社会保険庁の記録では、A社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、A社に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、商業登記簿謄本の記録からA社は昭和 54 年 5 月 28 日に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されているため、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の同僚及び先輩は、事業主による給与からの厚生年金保険料控除があったか否かについては、記憶していないとしている。

加えて、当時の事業主は既に他界しているため、申立てに係る証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 9 日から 36 年 2 月 21 日まで
② 昭和 36 年 8 月 29 日から 38 年 5 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社及びB社での厚生年金保険加入期間について、B社を退職後に脱退手当金が支給されたことになっているが、B社を退職した際に退職金を受け取っておらず、当然、脱退手当金の請求手続も受給もした覚えが無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社とB社の期間が同一の厚生年金保険記号番号で管理されており、両社での期間を併せ脱退手当金の受給資格を満たすところ、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和38年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 8 日から 40 年 11 月ごろまで
私は、昭和 39 年 6 月 8 日から 40 年 11 月ごろまで A 社に勤務していたのにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が無いのは納得できない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が作成した運転経歴書により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は「厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無く、健康保険証も見ることが無い」旨の供述をしている。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、A 社にも当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないため、申立内容を確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金被保険者名簿の被保険者資格取得日が昭和 39 年 9 月 1 日（A 社の厚生年金保険新規適用日）から 41 年 7 月 1 日までの期間に健康保険番号の欠番も無く、申立人の名前は見当たらない。

加えて、公共職業安定所の雇用保険記録に係る回答書によると、申立期間において申立人は雇用保険の被保険者では無いとしている。

このほか、当時の事業主は既に他界し、同僚の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 26 日から 34 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間については脱退手当金が支給されているため厚生年金がもらえないことを知った。

しかし、私はA社を退職後すぐに転居して就職しており、退職に際して脱退手当金についての説明を受けておらず、請求手続きをしたり、受け取ったことは無いので、申立期間について年金として給付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係るA社の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給当時は通算年金制度創設前であることから、申立てに係る脱退手当金が申立人の意思に基づかないで支給されたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 2 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A社は、職業安定所で社会保険完備の会社として紹介してもらい、53 年 9 月から 54 年 4 月 10 日まで勤務した。51 年 8 月生まれの子供が 2 歳の時に、会社の近くの保育所に預けて働き始めたため、53 年 9 月に入社したのは間違いのないと思う。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚で申立人の前任者は、申立人は、当該同僚が退職する代わりに入社してきたとしており、この証言から、申立人が申立期間についてA社に在籍していたことは推認できる。

一方、他の同僚の一人は当時の社会保険事務の適用に関し、女性事務員については、入社後 6 か月間は試用期間とし、その間は社会保険に加入させない取扱いがあったと証言している。

また、A社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の記録は昭和 54 年 2 月 1 日に資格取得し、同年 4 月 10 日に資格喪失していることが確認でき、これは、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録において 54 年 2 月 1 日に資格取得し、同年 4 月 10 日に離職していることと同様であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
私は昭和 39 年 7 月 21 日付けでA社に秘書として採用され、同年 8 月 31 日まで勤務していた。社会保険事務所に照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において製造部長及び総務部長の計算の手伝い等をしていたと主張しているが、A社に照会したところ、「申立期間当時は、同社が鑄造業という仕事柄から、事業主の妹を除いて女性は雇用しておらず、小規模の事業所であったことから、事務員は雇用せずに職人として近所の男性 5、6 人を雇用していて、事業主が自ら事務を行っており、製造部長や総務部長といった役職の者はいなかった」と証言している。

また、申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、別の事業所において、昭和 39 年 7 月 27 日に資格取得している。

さらに、社会保険庁のA社のオンライン記録（22 名中）において、女性の被保険者は、事業主の妹 1 名のみであることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月から 28 年 11 月まで
② 昭和 37 年 11 月から 38 年 1 月まで
③ 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 26 年 6 月から 28 年 11 月まで A 室（現在は、B 事務所 以下同じ）で、試験用のコンクリートをリヤカーで運搬する臨時職員をしていた。

昭和 37 年 11 月から 38 年 1 月まで C 社（現在は、D 社 以下同じ）で臨時職員として運転手及び鉄骨組立等の仕事をしていた。

昭和 38 年 1 月から 38 年 3 月まで E 社で臨時職員として資材運搬の運転手及び製糖工場関係の設備の鉄骨組立や溶接作業をしていた。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 ①の期間については、申立人は、A 室で臨時職員として勤務していたと申立てており、当時の同僚の氏名や作業内容についても記憶している上、当時の写真を保持していることから、申立人が A 室に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

一方、A 室における厚生年金保険の加入記録がある同僚は、自身の雇用形態について、「臨時職員ではなかった」と証言している。

また、B 事務所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存していないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 2 ②の期間については、申立人は、C 社で臨時職員として勤務していたと申立てており、当時の C 社の様子や作業内容について記憶していることから、申立人が C 社に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

一方、D 社は、「雇用形態により、社会保険の適用について異なる取扱をしており、臨時職員、アルバイトは、社会保険に加入させていない」と

証言している。

加えて、申立人は、当時の同僚についての記憶が無いため証言を得ることができない。

- 3 ③の期間については、申立人は、E社で臨時職員として勤務していたと申立てており、E社の元事業主が申立人のことを記憶していることから、申立人がE社に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

一方、E社は、平成16年2月19日に解散しており、元事業主に照会したが、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存していないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚についての記憶が無く証言を得ることができない。

このほか、すべての申立期間について、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間の整理番号に欠番は無い上、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①、②及び③の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 39 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、私がA社に勤務していた昭和 37 年 11 月から 39 年 9 月までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。私は、37 年に出身地でB電鉄C工事の出稼ぎ労働者募集の情報を得て、A社に入社し当該期間勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務してB電鉄C工事の作業に従事したと説明しており、また、B電鉄C工事の元請企業であったD社は、当時、事業協同組合に加入していたA社に同仕事を発注していたと回答していることから、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人は、申立期間当時の給与総支給額を記したノートを保管しているものの、厚生年金保険料の給与からの控除に関する記述は無く、厚生年金保険料控除についての記憶も曖昧である。

また、A社は昭和 63 年 8 月に解散しており、当時の事業主も既に他界しているため、関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を得ることができず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の保管しているA社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿からB電鉄C工事の工期とされる昭和 36 年 5 月から 39 年 6 月までの期間において、A社で厚生年金被保険者資格を取得した者は 13 人であるが、申立人は「A社にいた同工事の出稼ぎ労働者は数十人以上であった」と供述していることから、A社では同工事に従事した出稼ぎ労働者に対しても厚生年金保険の加入を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人は当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶してお

らず、これらの者から証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 21 日から 55 年 4 月 14 日まで
私は、昭和 53 年 4 月 21 日から 55 年 4 月 14 日までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。しかし、応募求人新聞の切り抜き等があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、Bに所在したとするA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるが、申立人が勤務したとするA社について、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、社会保険事務所の記録でも厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、類似する名称の事業所について厚生年金保険の記録を確認したところ、申立人や同僚等の氏名は見当たらず、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、同僚からも事業主により給与から保険料控除を確認できる証言を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月ごろから 44 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所からの回答では、A事業所に在籍していた昭和 40 年 1 月ごろから 44 年 2 月 1 日の間が欠落している。当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所内の様子や作業内容についての記憶があり、当時の同僚 1 名は申立人が在籍していたと思うと回答していることから、A事業所に在籍していたことが推認できる。

また、申立人及び同僚 2 名は、当時、常時 15 名から 20 名の従業員がいたと証言しているが、社会保険事務所が保管しているA事業所の申立期間に係る厚生年金被保険者名簿では、同じ時期に在籍している被保険者の数は常時 10 名以下であることが確認でき、申立人及び同僚 1 名が記憶している同僚 2 名も当該名簿には見当たらないことから、当該事業所には厚生年金保険に加入していない従業員が在籍していたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、A事業所に係る給与明細書等の資料は保持しておらず、A事業所は昭和 49 年 7 月 31 日に全喪していて、事業主も既に他界しているため、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を得ることができず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る昭和 38 年 7 月 1 日から 47 年 10 月 1 日までに資格取得した者についての厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立期間における雇用保険加入記録は確認することができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。